

## 沼津市立高尾園管理規程

昭和 36 年4月1日

告示第 72 号

改正 昭和 42 年3月 29 日告示第 37 号 昭和 43 年5月 11 日告示第 42 号  
昭和 52 年 10 月3日告示第 100 号 昭和 56 年3月 31 日告示第 23 号  
平成3年3月 30 日告示第 35 号 平成 12 年 10 月 30 日告示第 159 号  
平成 14 年3月 29 日告示第 51 号 平成 18 年3月 28 日告示第 23 号

(趣旨)

**第1条** この規程は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 46 条第1項の規定に基づき、沼津市立高尾園(以下「園」という。)の管理について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的及び方針)

**第2条** 園は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、健全な環境の下、適切な処遇により、入所者が生活への意欲と自信を持ち、社会生活に適応できるよう努めるものとする。

(入所)

**第3条** 園に入所することのできる者は、法第 38 条第2項に規定された要保護者で保護の実施機関より委託された次の各号に該当するものとする。

- (1) 伝染性疾患のない者
- (2) 年齢は原則として満 18 歳以上の者

2 特別の事情のある者は前項以外の者でも入所することができる。

(入所手続)

**第4条** 前条により保護の実施機関が入所を委託する場合は、次の書類を園長に提出しなければならない。

- (1) 入所委託書(法施行細則第8条による第34号様式)
- (2) 保護台帳写、ケース要約記録又は要保護者にあつては身上に関する申立書 1部
- (3) 戸籍の全部事項証明書 1通
- (4) 健康診断書 1通

(入園手続)

**第5条** 園長は前条による入所の委託を受けた場合には、入所の許否について当該保護の実施機関に通知しなければならない。

(職員)

**第6条** 沼津市立救護施設設置条例(昭和56年条例第11号)第5条の規定により、園の管理を行う指定管理者は、次に掲げる職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 事務職員
- (3) 主任生活指導員
- (4) 看護師
- (5) 介護職員等
- (6) 栄養士
- (7) 調理員等
- (8) 医師(嘱託)

(9) 前各号に定めるもののほか園長が特に必要と認める職員

2 職員の定数は、生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて(昭和63年5月27日社施第85号)別表(1) 救護施設の表に掲げる保護施設職員職種別配置基準表の職員数を満たすものとする。

## 第7条 削除

(職務)

**第8条** 園長は施設の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 園長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ園長の指定した職員がその職務を代行する。

3 事務職員は、園長の命を受けて、所定の事務に従事する。

4 主任生活指導員は園長の命を受けて、入所者の生活指導に従事する。

5 看護師は園長の命を受けて、入所者に関する保健衛生の業務に従事する。

6 介護職員等は園長の命を受けて、入所者に対する生活指導及び身辺の介助の業務に従事する。

7 栄養士は園長の命を受けて、入所者に関する献立作成及び栄養指導の業務に従事する。

8 調理員等は、園長の命を受けて、所定の業務に従事する。

9 医師は園長の命を受けて、入所者に関する医務に従事する。

(生活指導)

**第9条** 園長又は生活指導を担当する職員は、入所者の入園時又は入園後において、少なくとも月1回その者の身上について、面接相談しなければならない。

2 前項の面接相談については、保護の実施機関が、その者に対して行う指導又は指示に協力するとともに、必要な事項については法の定めるところにより速やかに当該保護の実施機関に届け出なければならない。

(作業)

**第 10 条** 入所者の健康保持等生活指導上の見地から、園長が適当と認めた場合は入所者の身体的条件等に応じ、簡易な作業に従事させることができる。

(給食)

**第 11 条** 入所者に対する給食については、年1回以上、嗜好調査を実施しなければならない。

2 献立の作成等調理については、前項の調査を基とし、絶えず工夫するとともに、毎週土曜日迄に翌1週間の献立予定表を作成しなければならない。

3 静養室等に収容している病人に対する給食については、必らず医師の指示を受けなければならない。

(保健衛生)

**第 12 条** 園長は、入所者の健康診断を毎年2回以上実施し、これに関する記録を保存しなければならない。

2 入所者の入浴は、毎週2回以上とし、男子には月1回以上の理髪を行わなければならない。

3 居室、静養室その他入所者の常時使用する室は医師の指導のもとに3か月に1回消毒を行い居室の整頓、衣類の洗濯整備に留意しなければならない。

4 便所は毎日清掃し、毎週1回必ず消毒しなければならない。

5 炊事を担当するものについては、月1回以上の検便による健康診断を行わなければならない。

(入所者の医療)

**第 13 条** 園長は、入所者のうち病弱者(ただし、法による医療扶助を受けるものは除く。)等については、毎週1回、緊急の場合は、その都度医師の診療を受けさせなければならない。

(入所者の教養娯楽)

**第 14 条** 園長は、入所者の教養娯楽について、絶えず配意しなければならない。

(入所者の守るべき規律)

**第 15 条** 入所者は、次の規律を遵守しなければならない。

- (1) 園の定めた諸規則を守り、他人に迷惑を及ぼし、集団生活をみだすような言動はしないこと。
- (2) みだりに食物調理をして、し食しないこと。
- (3) 外出の際は、必ず園長の許可を得ること。
- (4) 各自所有の物品を園外に搬出し、又は他人に売却しないこと。
- (5) 園内の暖房その他火気使用の場所並びに時間は、別に園長の定めるところに従わなければならない。

(入所者の費用の徴収)

**第 16 条** 入所者で法による保護費、施設事務費の全部又は一部を自己負担するものについては園長はこれを徴収しなければならない。

(非常災害対策)

**第 17 条** 園長は、火災予防のため、屋内配線については、年1回以上その他火気使用箇所については、常時点検しなければならない。

2 園長は入所者に対して万一災害が発生した場合、不測の事故を生ぜしめないよう平素より所轄消防機関等と緊密に連絡し、随時各種訓練を実施しなければならない。

(退園)

**第 18 条** 入所者が次の各号の一に該当するときは、園長は保護の実施機関と連絡の上、随時受託を解除することができる。

- (1) 退園を願い出たとき。
- (2) 医師の指示により医療機関への入院が適当と認められたとき。
- (3) 第 15 条に定める規律を乱したとき。

(雑則)

**第 19 条** この規程に定めるもののほか、園の運営に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和 36 年 3 月 20 日から適用する。

付 則(昭和 42 年 3 月 29 日告示第 37 号)

この規程は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 43 年 5 月 11 日告示第 42 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 52 年 10 月 3 日告示第 100 号)

この規程は、公示の日から施行する。

付 則(昭和 56 年 3 月 31 日告示第 23 号)

- 1 この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に救護所に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り改正後の沼津市立高尾園管理規程に基づく高尾園に勤務を命ぜられたものとする。

付 則(平成 3 年 3 月 30 日告示第 35 号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成 12 年 10 月 30 日告示第 159 号)

この規程は、公示の日から施行する。

付 則(平成 14 年3月 29 日告示第 51 号)

この告示は、平成 14 年4月1日から施行する。

付 則(平成 18 年3月 28 日告示第 23 号)

この告示は、平成 18 年4月1日から施行する。